

広情個審第39号

令和元年7月12日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不存在通知に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年9月21日付け広佐維第470号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第61号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年9月21日付け広佐維第470号の諮問事案（諮問第61号事案）

平成30年1月31日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年2月14日付け広佐維第698号で行った不存在を理由とする保有個人情報不開示決定に対する同年4月10日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、不存在を理由に不開示とした決定（以下「本件不開示決定」という。）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件開示請求は、〇〇区長からの文書に、平成24年2月2日に特定人から境界線（区域線）確認申請書が提出され受理したとあるので、その確認申請書の開示を求めたものである。

それに対し、存在しない理由として請求された内容の中に、請求人に係る個人情報は含まれていないためとある。

(2) 審査請求の理由

特定人が出した確認申請書を見せてもらいたいと要求しているだけである。

しかるに、請求された内容の中に請求人にかかる個人情報は含まれていないためとの説明で、見られないことになる。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

- (1) 平成24年2月2日付けで提出された境界線（区域線）確認申請書（以下「申請書」という。）

には請求人の個人情報に含まれていないことから、本件不開示決定は妥当である。

- (2) 請求人の審査請求の趣旨及び理由は、本件処分の変更や違法を求めるのではなく、不満・苦情等であるから、請求人の審査請求は失当である。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

実施機関は、本件開示請求の対象となる申請書を特定し、申請書には請求人の個人情報は記載されていないと主張する。

当審査会が見分したところ、申請書には請求人の個人情報は記載されておらず、実施機関による上記説明は首肯できるものである。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 9 ・ 2 1	広佐維第 4 7 0 号の諮問を受理 (諮問第 6 1 号で受理)
H 3 1 ・ 4 ・ 2 5 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 5 ・ 3 0 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 6 . 2 7 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授